

## ヘルマン・ロエスラーと明治憲法

——ロエスラー研究の系譜——

堅田剛

### 一 ロエスレルとは俺のことかとレースラー言い

明治期のお雇いドイツ人 Hermann Roesler (1834-94) について何事がを書こうとするとき、まず彼の名前の日本語表記をどうするかの問題から始めねばならない。「ロエスレルとは俺のことかとレースラー言い」という戯句があるが、彼についての名前の表記は「ロエスレル」と「レースラー」だけではない。たとえば鈴木安蔵は、「憲法制定とロエスレル」(一九四一年) を刊行するにあたって、例言の中で次のように書き記している。

「ロエスレル、ロキスレル、ロイスレル、リヨースレル、レースレル、レスレル、ルスレル、レスラー等と今日まで種々に呼ばれてきた。比較的原音に近く記すならばレースレルもしくはレースラが適切であらうが、本書においては、答議類にも最も多く使用され且つ最も広く知られてゐるロエスレルなる呼び方を探つた。」

彼の名前の多彩さはなおこれに尽きるものではないのだが、すべてを列挙する必要はないだろう。外国人とはいっても日本語表記がここまで多いのは、いかにも異常である。どうしてこうした事態が生じたかといえば、それは彼の「答議」がドイツ語や英語でおこなわれ、それを日本語に翻訳するに際して、答議者の名前をその都度いわば適当に書き添えたためである。翻訳官たちにとつて肝心なのは答議の中身であつて、誰の答議であるかはどうでもいい事柄だったのかもしれない。

このお雇いドイツ人のことを、鈴木にならつてロエスレルと呼んでもいいのだが、以下ではあえてロエスラーと表記しておきたい。というのも、ロエスラーの業績についての研究は、鈴木安蔵とともにヨハネス・ジーメスによつてなされたことを記憶に留めておきたいからである。ジーメス著『日本国家の近代化とロエスラー』（一九七〇年）にしたがつて、ロエスラーと記す所以である。このことは、必ずしもどちらが原音に近いかという問題ではないし、ましてやどちらの研究を評価すべきかとも無関係である。鈴木が使つたロエスレルのほうが一般的ではあるけれども、ロエスラーなる表記を用いることでジーメスの研究にも光を当ててみたいだけである。

わが国におけるロエスラー研究は、鈴木安蔵とヨハネス・ジーメスによつて担われてきた。鈴木は京都学連事件に連座して治安維持法により検挙され、獄中で憲法制定史の研究を志した。出獄後、鈴木の憲法制定史研究は、明治文化研究会の吉野作造や尾佐竹猛によつて支えられた。だがとくにロエスラー研究に限つていえば、ジーメスから鈴木への資料提供が大きな意味をもつ。ジーメスはイエズス会の神父であるが、戦前から上智大学で哲学を教えていた。ジーメスはたまたまロエスラーの遺族から関連資料の寄贈を受ける機会があり、その一部が鈴木に開示されたのである。

鈴木安蔵は『憲法制定とロエスレル』の序文で、ジーメスへの謝辞を述べている。

「次ぎに上智大学のヨハネス・ジーメス教授はロエスラーの生涯、学説について従来日本において全く入手し得ざりし貴重なる知識、資料、文献を提供された。私が本書においてロエスラーの生涯等について始めて正確な<sup>(ママ)</sup>全貌を描くことが出来たのは全く同教授のお蔭である。」

鈴木との関係については、ジーメスの著書でも言及されている。ジーメスは日本語に堪能であつたけれども、『日本国家の近代化とロエスラー』は、ドイツ語の原稿を日本語に翻訳して出版した。しかし、これはいわゆる翻訳本ではない。なぜなら、訳文すべてにジーメス自身が目を通しているし、そもそもドイツ語版は日本語版より数年もあとに出されたからである。また翻訳者の本間英世は、上智大学の同僚であつてジーメスの研究助手のようなことも務めていた。こうした経緯もあるので、以下に引用する「訳者あとがき」は、単なる解説以上にジーメスの肉声を伝えているはずである。

「教授〔ジーメス〕が日本に到着されてから間もなく、広島のある書店に入ったところ、そこでまたもや偶然に教授は、鈴木安蔵著『日本憲法史研究』（昭和十年、叢文閣）に目を留められ、その時から教授自身のロエスラー研究が始まったと言われる。その後東京に出られた教授は、折を得て鈴木安蔵氏に面会された。鈴木氏は周知の如く、明治憲法の制定に関する研究では第一人者であり、それに協力したロエスラーの業績についても当然詳しかつたが、当時はまだ、ロエスラーのドイツでの経歴や資料を知りたがつておられた。そこでジーメス教授は鈴木氏に、かつてケラー師が蒐集された資料を提供された。当時の鈴木氏は、折から明治憲法発布五十周年記念事業として開始された衆議院憲政史編纂会の一員として、明治憲法制定に関する資料を蒐集させていたが、そ

の資料に基いて『憲法制定とロエスレル』（昭和十七年、東洋経済新報社）を刊行された。この著書において鈴木氏は、ジーメス教授の提供されたロエスラーの生涯に関する資料を駆使されて、はじめてロエスラーの全体像を描き出されたのである。<sup>(3)</sup>」

文中の「ケラー師」とは、同じイエズス会士のヨーゼフ・ケラー神父のことであるが、ロエスラーの末娘エリザベート・フォン・ボレルと面識があり、独自に関係資料を集めていた。ジーメスはこれを受け継いで、本格的にロエスラー研究を開始し、また鈴木にも資料を提供した。

以上、鈴木安蔵とヨハネス・ジーメスの関係について概観した。ロエスラー研究という意味では、鈴木が先行していたとはいっても、『憲法制定とロエスレル』出版の時点では、ジーメス提供の資料が大きく寄与したことが確認できる。とはいっても、研究の前後や優劣などという非本質的なことを問おうではない。肝心なのは、ロエスラーと明治憲法の思想史にとって、鈴木安蔵とヨハネス・ジーメスの研究が各々いかなる意味をもつていてるかを解明することである。ロエスレルかロエスラーかにこだわるものも、鈴木とジーメスの業績を統合的に整理しておきたいからにはかならない。本稿の目的は、それに尽きる。

ところで、鈴木安蔵がロエスラーの功績に着目するに際して、吉野作造が果たした役割もきわめて大きい。鈴木は獄中で憲政史研究を志したが、本格的に研究を開始したのは、出獄後、それも最晩年の吉野作造の影響による。ロエスラー研究の系譜は、吉野作造にまで遡らなければならないのである。

わが国におけるロエスラー研究の端緒は、煎じ詰めれば、吉野作造が発見した二つの資料であつた。いずれも、古書の中から偶然に発見したもので、一つは『西哲夢物語』、もう一つは『ルスレル氏答議』であつた。吉野が

『西哲夢物語』を購入したのは大正十（一九二二）年の秋であり<sup>(4)</sup>、『ルスレル氏答議』は大正十五（一九二六）年頃に入手した。<sup>(5)</sup>

別の場所にも書いたが、『西哲夢物語』とは明治二十（一八八七）年に民権派によつて流布された秘密出版物である。それは、①グナイスト氏談話、②普魯西憲法、③日本憲法原規という三種類の文書を綴じ合わせたものであつた。この内、第一の「グナイスト氏談話」は、ベルリン大学教授ルドルフ・フォン・グナイストが日本人高官に対してもおこなつた憲法講義の日本語訳筆記録であり、第二の「普魯西憲法」は、プロイセン憲法の日本語訳であつた。そして第三の「日本憲法原規」こそ、ロエスラーが伊藤博文に対しても提出した明治憲法草案なのである。すなわち、内閣総理大臣の伊藤博文が、法制官僚の井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎とともに秘密裡に作成中であつた憲法草案が、すでにその時点で、反政府側に漏出していくことになる。

この『西哲夢物語』事件は、発覚するやただちに摘発された。民権派は、同年末の保安条例により、大部分が東京から追放された。明治二十二（一八八九）年に憲法が発布された頃には、『西哲夢物語』の存在そのものも忘れ去られていたにちがいない。それがおよそ三十年後に、吉野作造によつて発見された。

次の『ルスレル氏答議』は、ロエスラーの答議記録である。ロエスラーは明治十一（一八七八）年に来日して以来、政府顧問として数多くの諸間に答申した。そのほとんどは広い意味での憲法に関するものであり、井上毅に対して答申されている。けれども、このことはごく一部の政府関係者にしか知られていなかつた。ロエスラーは独逸学協会の会員として啓蒙活動もしていたから、その存在そのものが秘されていたわけではないけれど、彼が憲法典の制定作業に深く関わつていたことは政府の最高機密に属した。

憲法が発布され、ロエスラー自身も明治二十六（一八九三）年に帰国し、翌年に亡くなつたあとは、ロエスラー

と明治憲法の関わりも忘れられてしまった。吉野作造によつてロエスラー答議が発見されるまでは、ロエスラーと明治憲法の関係そのものが明るみに出ることはなかつたのである。吉野は、答議の発見について、次のように述べている。

「大正十五年頃だつたと思ふ。私はふと古書展覧会で『ルスレル氏答議第一』といふ部厚の大本一冊を手に入れた。表紙に井上毅の蔵書印あり、又『一見必返却井上』と読まれる薄墨の書き入れもある。憲法問題に関するルスレルの答議十三篇を輯めたものであるが、日付はもつとも古いのが十四年六月で、新しいのは十五年三月である。即ち井上毅は伊藤博文が勅命を奉じて憲法調査のため欧洲へ出かける前、すでにかうした周到な研究を遂げてゐたのである。」<sup>(8)</sup>

吉野作造が入手したのは、井上毅の諮問に対するロエスラーの答議「稿本」であつた。<sup>(9)</sup> 日付は、伊藤博文による憲法調査の直前の時期である。この時期、井上はロエスラーを相手に独自の憲法研究をおこなつていたのであり、すでにプロイセン型の日本憲法を想定していた。明治十四年の政変に前後して、井上はフランスやイギリス系の憲法構想に抗すべく、「獨乙学」を踏まえたドイツ系の憲法構想を抱いていた。<sup>(10)</sup> 吉野は当時の井上の役割を、「明治十四年頃廟堂におけるほとんど唯一の憲法通（英國風ならざる）」「明治元勲連の憲法学上の師範役」と高く評価している。そしてそのうえで、ロエスラーがこの井上の師匠であつたとして、こう続けている。「その人〔井上毅〕を早きにおいて啓発した師範として更にそのかげにルスレルの嚴存するは、また我々の見逃し得ざる所である」と。

吉野作造が発見した二つの憲法資料のうち、「西哲夢物語」は、吉野自身によつて「明治文化全集」憲政篇（昭和三〇—一九二八年）に収録された。『西哲夢物語』所載の「グナイスト氏談話」は、ベルリンで伊藤博文がグナイストから受けた講義の筆記録であると、吉野は推定していた。ところが、『改造』誌に寄稿するための論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」を執筆中に、それが誤りであった可能性に気づいた。おそらく、昭和八（一九三三）年一月初頭のことである。また、『ルスレル氏答議』に関して紹介した吉野の文章は、「古書珍重」と題して昭和七年十一月に『東京朝日新聞』紙上に連載した記事の最後のものである。そして、吉野は昭和八年の三月に病死した。

「古書珍重」および「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、吉野作造の絶筆となつた。前者は直接に、後者は間接的にではあるが、いずれもロエスラーの功績に関わっている。もう一つ時期にこだわつておけば、鈴木安蔵が吉野作造と初めて面談したのは、吉野が「スタイン、グナイストと伊藤博文」を書き上げた直後の、昭和八年一月八日のことであつた。この日に、吉野作造のロエスラー研究が鈴木安蔵に継承された。<sup>(12)</sup>こうした物言いがけつして大仰でないことは、次節以下で明らかになるだろう。

## 二 「ロスレル氏答議」読みつゝはふりくる涙やまづして筆断てるかも

吉野作造の「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、間接的にロエスラーに関わつていると述べた。もう少し丁寧に説明すれば、こういうことである。

「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、伊藤博文がヨーロッパにおいておこなつた憲法調査を主題にしてい

る。これは、明治十五（一八八二）年三月から翌十六年八月にまで及ぶもので、政府の最高実力者が一年半も故国を留守にするという未曾有の冒險的事業であった。吉野は限られた資料から伊藤の行程を明らかにして、それが結局はドイツ型の憲法思想を学ぶための留学であったことを突き止めた。伊藤の留学期間の大部分は、ベルリン大学のグナイストとウイーン大学のスタイン（シュタイン）のもとで、憲法の個人講義を聴講するために費やされたのである。<sup>13)</sup>

吉野作造が『西哲夢物語』を発見したことは、前に述べた。それが①グナイスト氏談話、②普魯西憲法、③日本憲法原規、の三種類の文書を綴じ合わせたものであつたことも、すでに紹介したとおりである。ただし、吉野はその第一部にすぎない「グナイスト氏談話」にしか関心を向けておらず、当初よりこれを伊藤博文が聴講した際の筆記録であると信じていた。それが誤りである可能性<sup>14)</sup>に気づいたのは、「スタイン、グナイストと伊藤博文」の執筆中、おそらくは昭和八（一九三三）年の年頭、つまり亡くなる直前のことである。

しかしながら、この時点においても、吉野は『西哲夢物語』第三部の「日本憲法原規」がロエスラーによる憲法原案であったことについては、ほとんど関心を示していない。『西哲夢物語』は、吉野が主宰した明治文化研究会においても様々に注目されていたし、それを『明治文化全集』に収録したのも吉野であったのだから、こうしたロエスラー軽視はなんとも不可解である。「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、未だ間接的にしかロエスラーに言及していないのである。

これもすでに述べたが、吉野作造は昭和七（一九三二）年の年末に『ルスレル氏答議』を紹介する記事を書いた。そこでもロエスラーが憲法関係で数多くの答申を残していることに言及しながらも、彼が憲法原案の起草者であつたことには触れていない。念のためにいえば、吉野は実際には憲法制定過程におけるロエスラーの貢献を認め

ているのである。だが、それでも過小評価に留まつたといえるだろう。吉野は「日本憲法原規」を『西哲夢物語』の「附録」としか認識していなかつたし、ロエスラーの存在についても井上毅の「かげ」としか認識していなかつた。<sup>15</sup>

憲法制定におけるロエスラーの眞の役割について、吉野は性急な結論を禁欲して、慎重に外堀から埋めていこうとしたのかもしれない。吉野は昭和七年の年末から翌年の年頭にかけて「日本憲法に貢献した外人」についての文章を書くことで、グナイストやシュタインのような在外のドイツ人と、モッセやロエスラーといった在日のドイツ人について本格的な研究を開始した。それは必ずやロエスラー研究に集約すべきものであつたろう。彼らの中で憲法制定作業に最も深く関わつたのは、ロエスラー以外にいなかつたからだ。けれども、吉野の急死によりそれは不可能となつた。

「スタイン、グナイストと伊藤博文」を書き上げた直後に、吉野作造は鈴木安蔵と初めて面談の機会をもつた。吉野が入院してからもう一度会つてゐるが、彼らの面談は結局のところわずか二回にすぎない。その他に手紙のやり取りはあるものの、吉野の死まで二か月というこのわずかな期間に、明示的にロエスラー研究の継承がなされた証拠はない。吉野から鈴木に対して、憲法制定史を研究するうえでの一般的な示唆はあつたとしても、それがとくにロエスラー研究を意識したものであつたとはいえない。

しかしながら、鈴木安蔵の側では、吉野作造の憲法制定史研究の継続をロエスラー研究として受け止めた。このことは、あらためて指摘するまでもなく、『憲法制定とロエスレル』の刊行というかたちで結実した。この著書の意義については、のちに検討する。それよりも、吉野から鈴木への継承を端的に示す証拠がある。吉野の死に際して鈴木が詠んだ短歌である。

吉野作造は、昭和八（一九三三）年三月十八日、湘南サナトリウムで亡くなつた。鈴木安蔵は、翌十九日の新聞報道でそのことを知つた。その日の日記に、鈴木は次の短歌を添えている。

「ロスレル氏答議」読みつゝはふりくる涙やまづして筆断てるかも<sup>15</sup>

ちょうど「ロスレル氏答議」を読みながら文章を書いていたところ、新聞を読んだ妻から吉野の死が知らされた。わずか二か月余ながら充実した交流が目に浮かび、涙が溢れ出して原稿を中断した。こうした劇的な情景が想像できる。鈴木日記が公開されなければ断定はできないけれども、以下に述べるようにそれなりの根拠もあるので、まったくの見当外れではないはずだ。鈴木は多くの短歌を遺しているけれども、あまり作為を加えることなく、その時々の心情を素直に詠んでいたように思える。<sup>16</sup>この短歌は、吉野と鈴木の関係のみならず、吉野の死を知った瞬間の鈴木の心情を窺ううえで、きわめて興味深い思想史的資料である。

それなりの根拠というのは、当時鈴木安蔵は「憲法の歴史的研究」を執筆中であり、そこで「ロスレル氏答議」に言及していた、という事実である。鈴木自身の言によれば、この五百頁近い大著は、「今冬一月一二日以後、約二ヶ月半」で書かれた。<sup>17</sup>その間一か月ほど子供の重患に悩まされたというのだから、いかに定職に就いていなかつたとはいえ、驚くべき速筆である。「今冬」というのは昭和八年、つまり吉野作造と面談した年の二月のことである。鈴木は吉野を第一の読者と想定して筆を走らせた。だが吉野は三月に急死したため、生前には間に合わなかつた。鈴木が序文として「献辞に代へて」を書いたのは五月、実際に本が出版されたのは六月のことである。扉には、「亡き吉野作造先生に獻ず」とある。

鈴木安蔵は京都帝国大学の哲学科から経済学部に転じたものの、学連事件を契機に大学を中退した。彼は憲法学はもとより法学についても組織的な教育を受けていない。治安維持法により検挙され、裁判闘争を担つたことが、憲法を研究する契機となつた。獄中で憲法研究を始め、昭和七年の六月に出獄してからは、帝国図書館の資料を頼りに、独学で研究を進めたのである。吉野との出会いが鈴木を飛躍させたことは確かだが、それは吉野の最晩年の二か月ほどにすぎない。「憲法の歴史的研究」が吉野に献じられたとしても、業績の大部分は鈴木自身の精進に帰せられるべきであろう。では吉野の影響は、どこに見出されるのか。

この著書は、大きく三つの部分から構成されている。すなわち、「第一篇 フランス諸憲法およびプロシア旧憲法の歴史的分析」、「第二篇 日本憲法制定史上の諸潮流」、「第三篇 憲法学史的諸研究」、の三部である。この中で吉野の影響が顕著なのは、第二篇の憲法制定史である。第一篇と第二篇は、全体としてマルクス主義の視点から歴史分析であつたり学説批判であつて、いかにも型にはまつた硬直的な叙述であることは否めない。だが第二篇では、「諸官僚の憲法制定論」と「民間における憲法諸理論」とが対比的に論じられており、とくに、グナイストとシュタイン、およびルスレルの役割についての個所が面白い。ここに吉野の影響が現れているからである。

吉野の影響というのは、要するに資料としての吉野の著作のことである。端的には、「古書珍重」と、「スタイルン、グナイストと伊藤博文」という、例の記事と論文である。これらは、何度もいうように、吉野作造にとって最晩年の遺作であった。そして鈴木安蔵にとつては、憲法制定史研究の出発点であった。『憲法の歴史的研究』の「献辞に代へて」において、鈴木は次のように記している。

「私〔鈴木〕は、先生〔吉野〕が、日本憲法史を専攻研究する者の少ないことを、半ば嘆ぜられたのを嘗つて

御聞きしたことがある。また、先生の最後の論文『スタイン・グナイストと伊藤博文』（「改造」第一五卷第二号）、これに先立つて発表された『古書珍重』（東朝紙、一九三一年一二月八日～一二日）などを翻いても、先生の晩年の理論的関心の奈辺にあつたかを、忖度するに難くはないやうな気がするのである。<sup>(19)</sup> 「

日本憲法史の研究者が少ないことを吉野が嘆いたのを「嘗つて御聞きした」とあるのは、昭和八年一月八日の最初の面談のことである。鈴木の憲法制定史研究は、この日から始まった。吉野が二つの遺作の先に示唆したのは、ほかならぬロエスラーの存在であった。吉野は「古書珍重」の連載を「ルスレル氏答議」に言及したところで終えた。また、「スタイン、グナイストと伊藤博文」を書くことによつて、逆説的にではあるが、すでに日本に滞在していたロエスラーの影を浮かび上がらせた。鈴木は吉野の「晩年の理論的関心」を直感的に受け止めて、ロエスラー研究に向かつたのである。

鈴木安蔵によるロエスラー研究の成果は、『憲法制定とロエスレル』に先立つて、早くも『憲法の歴史的研究』にみられる。具体的には、「第一篇　日本憲法制定史上の諸潮流」中の「第二章　諸官僚の憲法制定論（下）——明治一四年政変前後——」第三節である。本文には節番号<sup>20</sup>しか付されていないが、その概要を目次によつて示せば、「憲法制定上における井上毅の役割」「ルスレルと井上毅との交渉」「ルスレル氏答議」「ルスレルおよび井上毅の憲法草案」の四つの項目である。鈴木は、憲法制定過程における井上毅とロエスラーの提携関係に注目しているのである。

ロエスラー研究とは、明治憲法制定過程での井上毅とロエスラーの緊密な協力関係に着目することであり、そのうえでどちらが主導したかを明らかにすることである。鈴木もまた、まさにこの点に絞つて論じている。以下、四

つの項目に即して簡単に紹介する。

先ず「憲法制定上における井上毅の役割」について。井上毅は、明治前期の最も有能な法制官僚であった。井上はもともとはフランス法を学んだのであつたが、明治八（一八七五）年にプロイセン憲法を翻訳して、「プロシア立憲主義」を明治日本の範とすべしとの見解を有していた。鈴木は、このことは「吉野作造先生から御教示をえた」と書いている。<sup>(20)</sup> 当時の鈴木は、その程度の基礎知識さえもつていなかつた。それはともかく、井上が翻訳した「普魯西憲法」がやがて『西哲夢物語』の第二部になつたことを、ここでは付け加えておこう。『西哲夢物語』事件の伏線は、井上の翻訳によつて敷かれたといえる。

次に「ルスレルと井上毅との交渉」だが、鈴木が資料として用いるのは、「古書珍重」記事と、ロエスラー答議に関する吉野の解題である。吉野は発見した『ロスレル氏答議 第二』を『明治文化全集』の雑史篇（昭和四／一九二九年）に収録して、これに解題を書いた。鈴木は吉野の文章を引用するに際して、井上毅の「プロシア立憲主義」はロエスラーに由来すると述べる<sup>(21)</sup>、鈴木自身の文章はこれだけである。なお、吉野の解題からの引用には、「ビスマーク式の××の憲法理論」とある。原文と照合すれば「専制」の二文字を伏せ字にしたことがわかる<sup>(22)</sup>。吉野の文章を鈴木は引用しただけなのだが、伏せ字は鈴木が出獄後も当局に監視されていた証拠である。ところが、せつかく伏せ字にしたのに、『憲法の歴史的研究』は発売当日に発禁処分を受けた。マルクス主義者の著作であつたからだ。それにしても、なぜプロイセンの「専制」が伏せられたのか。

さらに「ルスレル氏答議」に即して、鈴木はいくつかの実例を引用しながら、井上とロエスラーの関係につき重大な指摘をなしている。すなわち、「井上の憲法知識が、ことごとく、ルスレルより出でたるものであることを、推知しうるであらう」というのだ。引用は『明治文化全集』版に依拠しているし、答議の日付に対する疑問も吉野

が抱いたものではあるのだが、鈴木はここでロエスラー主導説を示唆している。

最後に、「ルスレルおよび井上毅の憲法草案」についての検討である。鈴木は、「ルスレル案」と「井上案」を論点ごとに交互に引用しながら比較している。その結果、井上案のほうがプロイセン憲法に近く、ロエスラー案のほうがむしろ「現行日本憲法に相当近づいてゐる」との結論を導いている。<sup>(25)</sup> ここではその当否は問わないで、それよりも鈴木が引用する典拠を確認しておきたい。「ルスレル案」は、直接には『明治文化全集』憲政篇から、『西哲夢物語』所収の「日本憲法原規」を用いている。また「井上案」は、尾佐竹猛の『日本憲政史』（昭和五／一九三〇年）所載のものを借用している。当時としては精一杯の資料であった。

以上、「憲法の歴史的研究」をもとに、鈴木安蔵によるロエスラー研究の出発点を辿つてみた。全体として、吉野作造や尾佐竹猛の研究成果を紹介するに留まっているが、なにしろ本格的な研究を始めたばかりであり、資料上の制約も大きかつたので、それはやむをえない。それでも、研究すべきは井上毅とロエスラーの協力関係であることを、鈴木は直感している。吉野の遺言とまではいわないけれども、彼の絶筆となつた「古書珍重」および「スタン、グナリストと伊藤博文」が指示した課題を、鈴木はみごとに受け止めたといえよう。

### 三 日本国内閣法律顧問独逸国法律大博士ロエスレル君肖像

明治憲法制定の秘密を解く鍵は、ロエスラーと井上毅の関係の中にある。今日では井上毅を明治憲法の設計者とする説が定着したかの感があるが、はたしてそうだろうか。たしかに井上はきわめて有能な法制官僚であつたけれども、彼の憲法構想はロエスラーなしには不可能であつた。これは、とくに新奇な見解ではない。憲法制定史研究

としては誰よりも早く、吉野作造と鈴木安蔵がそのことに気づいていたからである。

すでに言及したように、吉野作造は、井上の「かげ」にロエスラーが厳存したと書き、鈴木安蔵は、井上の憲法知識は「ことば」とく」ロエスラーに由来すると書いた。こうした書き方を単なる修辞的表現に留めないためには、もう少し実証的な裏付けが求められよう。最晩年の吉野には不可能であつたが、新進の鈴木にはそのための時間が与えられた。鈴木は『憲法の歴史的研究』でのロエスラー理解をさらに進め、その成果はやがて『憲法制定とロエスレル』として結実する。その序文には、吉野への思慕とともにジーメスへの感謝が述べられている。このことも前に触れた。

鈴木自身が認めているように、ロエスラーを主題とした研究の最初のものは、昭和十（一九三五）年の「日本憲法制定に対するヘルマン・レースレルの寄与」である。これは当初『明治文化研究』に発表され、まもなく著書『日本憲法史研究』に収録された。『明治文化研究』は、明治文化研究会の機関誌である。

さて『日本憲法史研究』には、先の論文のほかにもやはりロエスラーを主題とした「レースレル断片」が収められた。これは独逸学協会での講演「独逸学方針」を紹介した教育論である。ロエスラーの講演は明治十七（一八八四）年になされたのだが、明治十四年に井上毅が進言した「獨乙学ヲ獎励ス」と呼応しており、ここにもロエスラーと井上の連携がみられる。

さらに、「グナイストと伊藤博文」や「旧プロシア憲法の最初の邦訳——『西哲夢物語』付載旧プロシア憲法のテクストについて——」といった論稿も収録されており、鈴木の問題関心を探るうえで、きわめて興味深い論文集となっている。

もつとも、ロエスラー関連の論稿がいくつも収められているにもかかわらず、『日本憲法史研究』は標題にロエ

スラーの名前を語っているわけではない。したがって、いかに日本語に堪能とはいえ、憲法学者でもないドイツ人の神父がこの本に遭遇したのはまことに奇跡的な出来事であった。ヨハネス・ジーメスは、広島の書店で偶然にもこの本に目を留めた。開いてみると、扉に「ヘルマン・レースレルの肖像」と題する石版画が印刷されている。目次にも「レースレル」の名前がみられる。ジーメスは、かねてロエスラーの日本時代の事跡調査を依頼されていた。ジーメスはさっそく『日本憲法史研究』を購入し、著者の鈴木安蔵との接触を図った。

ジーメスが日本滞在時のロエスラーの事跡に関心をもつたように、鈴木もまたドイツ時代のロエスラーについて情報を求めていた。『日本憲法史研究』の執筆当時に鈴木の手元にあったのは、『国家学辞典』と『太陽』誌に掲載された資料程度にすぎなかつた。前者はドイツの有名な辞典で公法学者や政治学者の略歴を含んでおり、後者はドイツ帰国後にロエスラーが亡くなつたことを受けての追悼記事である。ともに『日本憲法史研究』から引用する。

「一八三一年ミュンヘンに生れ、一八六二年にロストック大学の国家学教授となり、一八七八年辞職。越えて一八七九年、日本外務省の招聘に応じて、民法および商業政策の顧問として東京にいたる。」(Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 1901.)

「ロエスレル氏は西暦一千八百三十四年十二月十八日独逸巴威倫国ニユレンブルールの近傍なるラウフに生れ、ニユルンブルールの中学校に入りて司法行政学科の試験に及第し、同五十二年エルランゲンの大学に於て学理上の試験に及第し、同年より同五十六年までエルランゲン及びニュッケの大学に於て法律及政治学を研究し、同五十六年より五十八年までニユルンブルールの地方裁判所に於て裁判上の事を修習し、同五十八年に司法行政上の実

地試験を受け、裁判官、代言人、行政官吏と為るの能力を得たり、同六十一年にミュンヘンの一代言人に就き同裁判所に於ける法律上実地練習をなし、且つ少時間代議士院の書記局に於て其実地を見習ひたり、此間六十年にエルランゲン法科大学より法律博士の学位及びツビンゲン政科大学より経済学博士の学位を授与せらる、同六年エルランゲン大学に於て教授となり、ロストツク大学政治科の通常教授に任せられ、経済、財政、行政の本科を担当し及び同大学より名誉哲学博士の称号を得たり、同七十八年法律顧問の資格を以て日本政府に聘せられ、初め外務省に職を奉じ後ち内閣に転ず、一昨年十月期満ちて國に帰れり、爾後の消息は得て聞く)とを得ざりしに、不幸にも訃音は卒然として来りぬ、即ち氏は去年十二月一日を以て本国に没せり、享年六十、嗚呼悲しいかな」<sup>(28)</sup> 〔太陽〕(博士ロエスレル氏逝く) 一八九五年)

『国家学辞典』に記載の略歴部分は、鈴木自身が翻訳したものであるが、「國際法」(Völkerrecht)を「民法」と誤訳している。原文のほうにも、出生地をミュンヘンとする誤りがあるし、生年を「一八三一年」とする決定的な誤りもみられる。さらに、鈴木が用いたのは一九〇一年の改訂版であるにもかかわらず、一八九四年にロエスラーが亡くなつたことについては触れられていない。原文でわずか六行の記述がこの有様であるから、今日的視点からすれば、まったく信頼に値しない。このことは、ドイツ本国でのロエスラー評価を反映した結果であるだろう。これに比べれば、『太陽』誌の追悼文のほうが、ドイツと日本にまたがる略歴となつており、はるかに利用価値が高い。さすがに表記は古めかしいけれども、記述内容に大きな誤りはみられない。たとえばロエスラーの生年と生地にしても、記述どおり一八三四年ラウフ生まれとするのが正しい。ところが鈴木はこの生年に対し、わざわざ「原文のまゝ」と注記している。すなわち、『国家学辞典』のほうを信じて、『太陽』の記述に疑いをもつていた

のである。ロエスラーの事跡については、鈴木といえども未だ明確な情報を入手しえない時代に、『日本憲法史研究』は書かれた。

鈴木安蔵は、この時点ではもっぱら日本側の資料に依拠している。彼のいうように、「太陽」所載のロエスラー略歴は、さらに古く『日本之法律』第十七号（明治二十二／一八八九年）掲載の「小伝」を踏まえたものである。憲法発布直後に、『日本之法律』誌は「日本内閣法律顧問独逸国法律大博士ロエスレル君」の存在を肖像画付きの小伝をもつて公表していた。鈴木安蔵は、このロエスラーの石版画を『日本憲法史研究』の扉に転載した。ヨハネス・ジーメスが広島の書店でこの本を手に取ったとき、真っ先に目にに入ったのは、おそらくはこの肖像画であったにちがいない。

ヨハネス・ジーメスと鈴木安蔵は、このようにしてロエスラーの肖像画を介して出会った。鈴木の『日本憲法史研究』が出版されたのが昭和十（一九三五）年十一月、ジーメスが広島でこの本を入手したのが昭和十四年の秋<sup>(25)</sup>、東京で実際に鈴木と会って鈴木に手持ちの資料を提供したのが翌昭和十五年の春、詳細はなお不明だが、およそこうした経緯であったと思われる。

ジーメスからの資料提供が昭和十五（一九四〇）年の春であったというのは、鈴木自身の証言による。少々ややこしいが、鈴木には『日本憲法史研究』に収録したものとほとんど同じ標題の論文がある。「日本憲法制定史に対するヘルマン・ロエスレルの寄与」と題するもので題名はレースレルとロエスレルの違いだけである。もちろん内容は異なり、これは昭和十六年に『国家学会雑誌』に発表された。そこに、「昨春」ジーメスから資料提供を受けた旨の記述がある。<sup>(26)</sup> したがって、それは昭和十五年の春ということになる。その結果、鈴木は昭和十七年に、『憲法制定とロエスレル』を出版することができたのであった。

㉚「憲法制定とロエスナー」は、全六章から構成されてる。そのうち「第一」章 ヘルマン・ロエスナーの生涯が、ジーメスの資料を踏まえて書かれた部分である。この章を読む限りによると、ジーメスが鈴木に提供した資料のおおよそを確認することができる。以下に鈴木が使用した順に列挙する。<sup>(25)</sup>

①Elisabeth Roesler, Hermann Roesler, der Organisator Japans als religiöer Mensch, in : Der Katholik, Mainz 10.

Jan. 1937 (ヘルマン・ロエスナー、日本の説話者として宗教者)

②Franz von Ludwig, Dr. Hermann Roesler, ein katholischer Mitarbeiter Itos, Reminissenzen, in : Vaterland, Wien vom 7. Nov. 1909. (ヘルマン・ロエスナー博士、カトリック教徒にして伊藤の協力者、遺嘱)

③Kondolenzschreiben von Sinagawa und H. Kato (品川・加藤の弔詞)

①&②は、ロエスナーがカトリックであつたことを強調しながら、彼が近代日本を設計し、具体的には伊藤博文の良き協力者であったことを述べてゐる。①の「カトリック」新聞への寄稿者エリザベート・ロエスナーは、ヘルマン・ロエスナーの末娘である。直接にはケラー神父に対してであるが、父ロエスナーの日本での事跡調査を依頼したのは、このエリザベートであった。②の週刊誌『祖国』に寄稿したフランツ・フォン・ルートヴィヒについてはわからぬ。

また、③はロエスナーの死に対しても日本側から送られた弔詞であるが、署名者はSinagawa とは独逸学協会委員長の品川弥一郎であり、H. Kato とは独逸学協会学校校長の加藤弘之である。ロエスナーと独逸学協会の関係については、別の所に書いた。<sup>(26)</sup> 日本側からロエスナー家に直接送られた弔詞は、ईହ୍ୟାହିରେ ଦିଲ୍ଲିଆରେだけのようである。『太

陽』誌に載った追悼文はあるけれども、これは日本の一般読者に向けて書かれたものである。関係者のあいだにおいてさえ、離日して二年も経ないうちに、ロエスラーは過去の人になってしまったということだろう。

鈴木安蔵が関心をもつたのは、主としてロエスラーのドイツ時代の経歴であった。『憲法制定とロエスレル』は、明治憲法制定過程におけるロエスラーの貢献を初めて主題とした研究業績であった。このことは正当に評価しておるべきだが、反面、ドイツ本国でのロエスラーについては、その経歷にしか関心を寄せていない。意外なことに、ロエスラーその人の思想には興味を示していないのである。鈴木にとつても、ロエスラーは便利な「お雇い」ドイツ人にすぎなかつたかのようである。ロエスラーは明治政府との契約満了により日本を離れたけれど、実はドイツに帰つたのではなくオーストリアに滞在してそこで死んだ。このことは、ロエスラーが日本に来たこととも密接に絡んでいる。そもそも、ロエスラーはなぜ日本にやつて来たのか。

ジーメスが鈴木にロエスラー資料を提供したのは、ロエスラーの単なる経歴ではなく、そこに潜む思想を知らせたかったからである。なぜロエスラーは日本に来たのか、換言すれば、ロエスラーはなぜドイツに留まれなくなつたのか。それはロエスラーの思想のゆえであつた。

もつとも、ジーメス提供の資料が直接にロエスラーの思想を表明しているわけではない。したがつて、鈴木が『憲法制定とロエスレル』でロエスラーの思想に言及できなかつたとしても、それは必ずしも鈴木の責任ではない。しかし、同様の資料を使って、ジーメスの『日本国家の近代化とロエスラー』は、ロエスラーの思想を伝えようとした。

ここでは、鈴木安蔵はもとより、おそらくヨハネス・ジーメスも気づかなかつた点を指摘しておこう。すなわち、ヘルマン・ロエスラーは一八七八年十月二十一日にカトリックに改宗したのだが、まさにその前日に、ドイツ

帝国宰相ビスマルクによって社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz) が公布されていた、という事実である。

この一つの出来事は無関係ではない。ロエスラーは社会主義者鎮圧法に抗議するためにこそ、カトリックに改宗したのである。ロエスラーが奉職していたロシュトツク大学は、教職の条件としてプロテstantであることを要求していた。したがつて、カトリックに改宗することは、ロシュトツクを追わることを意味していた。他方、ビスマルクにとっての政敵は、カトリック教会と社会主義者であつた。ロエスラーは「講壇社会主義者」 (Katheder-sozialist) として警戒されていたところ<sup>(31)</sup>、わざわざカトリックに改宗した。ビスマルクからすれば、これは公然たる反国家的行為にほかならなかつた。

もとより、一大学教授のカトリックへの改宗が、ドイツ本国においてさほど政治的影響力をもつたとは思えないと。とはいへ、イエズス会士のケラーーやジーメスがロエスラーに寄せた関心は、そのことを抜きにしては語れない。当時はビスマルクによる文化闘争 (Kulturkampf)、つまりイエズス会の活動を禁じたりローマ教皇と断交するなど、カトリック弾圧の真っ最中であつたから、カトリック側にとつては、ロエスラーの改宗はまさに英雄的な行為であった。日本に馴染みの深いケラーーやジーメスからすれば、そのロエスラーが政府顧問となつて憲法の制定にまで関与したということは、痛快な出来事であつたはずだ。しかも、ロエスラーの公法学は、マルクス主義者の鈴木も気づかなかつたが、社会主義を標榜しており、このことにもジーメスは着目した。

広義の社会主義とカトリックとは意外に親和的である。少なくともジーメスにとっては、社会主義者であつてカトリックになつたロエスラーは、一重の意味で大変魅力的な人物にみえた。しかし、ビスマルクにしてみれば、ロエスラーは一重に危険な人物であつた。

ヘルマン・ロエスラーの日本行きは、彼自身からすれば一種の政治亡命であり、ビスマルクからみれば体のいい

国外追放であった。このロエスラー来日の秘密は、ロエスラーの雇用契約と伊藤博文の書簡のあいだから透けて見える。

#### 四 井上の傍らにはロエスラーがいた

ヨハネス・ジーメスが『日本国家の近代化とロエスラー』を書いた意図は、ただ一つの文章に要約することができる。すなわち、「井上の傍にはロエスラーがいた」(Neben Inoue aber stand Roessler.) とこう簡潔な一文である。前にも紹介したように、吉野作造は井上毅の「かげ」にロエスラーを発見し、鈴木安蔵は井上の憲法意見が「ことじとく」ロエスラー発であったことを指摘した。井上の陰に隠れていたロエスラーを憲法制定史の表舞台に引き出したという意味では、ロエスラー研究はすでに鈴木によって達成されたとするとも可能である。では、鈴木の『憲法制定とロエスレル』から三十年近くも遅れて、ジーメスが『日本国家の近代化とロエスラー』を公刊した主旨は何だったのか。

結論を急ぐならば、明治憲法の眞の起草者はロエスラーであった、ということこそ、ジーメスが最も主張したかった点である。明治憲法制定史研究において、その起草者は井上毅であったというのが今日までにいたる定説である。もちろん、ロエスラーの寄与を否定する者はいないが、その場合でもロエスラーは井上の助言者に留まつたというものが、吉野や鈴木以来の定着した見解であるだろう。ところが、ジーメスはいわばロエスラー主導説を示唆しているのである。

とはいって、ジーメスがロエスラー主導説を明言しているわけではない。それどころか、憲法草案の本当の作成者

は井上であつたとさえ述べている。にもかかわらず、井上の傍らにはロエスラーがいた、と続くのである。その前後を含めて引用してみよう。

「委員会の仕事は厳重に秘せられた。決定的な役割を演じ、仕事の指導に当つたのは井上毅であつた。伊藤は常に彼の諒解を求めた。井上こそ憲法草案を本当に作成した人であつた。だが井上の傍にはロエスラーがいた。日本の立憲政治の歴史の老大家である尾佐竹猛教授は適切に次のようく述べている。『事実我が憲法は、井上がロエスラーに聽きつつ起草せるものと言つても敢て過言ではないと思われるほど、井上が事々にロエスラーの意見をたたき、これに対してもロエスラーまた叮嚀親切に答議した』。憲法の準備のために膨大な仕事がなされ、一々の点が徹底的に学習され、論議された。そしてどの点でもロエスラーの意見書が日本語に翻訳されて残されているが、そのうちの七十五部が直接憲法に関するものである。これらの意見書はみな慎重に仕上げられていて、しばしば広汎な典拠資料によって、当面の問題に関する広い歴史的および体系的概観を与えており、該博な知識と思慮深い判断を示している。<sup>(32)</sup>」

ジーメスがここで言及しているのは、例のロエスラー答議の件である。それは井上毅が諮問しロエスラーが答申するというかたちであつたから、構図としてはロエスラーの役割は受動的なものである。しかし、いかに井上が有能な法制官僚であつたとしても、ヨーロッパの近代憲法学、少なくともドイツ憲法学についてロエスラー以上の定見を有していたわけではない。答議の構図は逆転して、むしろロエスラーの学説を井上が拝聴するというのが実態だつたのではないだろうか。伊藤博文がグナイストやシユタインの憲法講義を聴いたように、答議は井上に対する

ロエスラーの個人講義といった意味をもつていた。ジーメスは、尾佐竹猛の文章を援用しながら、慎重にではあるが、ロエスラー主導説の立場を提示している。

ヨハネス・ジーメスのロエスラー主導説は、同じドイツ人ゆえの身びいきではない。イエズス会士のジーメスがロエスラーに関心をもつたきっかけは、ロエスラーがプロテスタントからカトリックに改宗した点にあった。そこで調べてみると、ロエスラーの改宗は、彼がロシュトック大学の教授職を辞任したこと、そして日本政府に雇用されたことと直接につながっている。しかも、その改宗は、信仰上の動機というよりは、実は政治的な動機にもとづいていることが判明した。要するに、ロエスラーは反プロイセンつまり反ビスマルク的な思想の持ち主であり、見ようによれば反ドイツ的な人物だったのである。ジーメスはそのことに着目して、ロエスラー来日の経緯について、次のように記している。

「一八七八年十月五日、青木公使は、ロエスラーとの間に、彼が日本外務省で六年間、法律顧問として勤務するという旨の雇傭契約を結んだ。その十月二一日、ロエスラーはロストックの仮聖堂でカトリックの信仰告白を済ませた。彼が日本政府と契約したということは、ちょうど彼のカトリック改宗がベルリンに知らされた時に、ベルリン政府に伝えられた。ビスマルクはこの改宗を理由として、ロエスラーの日本赴任を取り消させようとした。けれどもビスマルクの異議は、青木公使に対して何の効果をも發揮しなかつた。青木公使はベルリン政府に対し、ロエスラーの日本における地位は、政治的に何ら意味を持たないものであると請合つた。日本政府は緊急に専門家の顧問を必要としていて、信仰を変えたということは、日本政府にとつては大した意味のあることではなかつた。<sup>(33)</sup>」

文中の青木公使とは青木周藏のことである。青木はかねて明治政府のためにドイツ人法律顧問を探しており、ロシュトック大学教授のロエスラーに接触した。ロエスラーは青木の申出を受諾して雇傭契約を結び、その後カトリックに改宗した。時間的にはそのとおりであるが、ロエスラーの心中を忖度すればそうではあるまい。すでに指摘したように、ロエスラーが改宗した一八七八年十月二十二日は、ビスマルクが社会主義者鎮圧法を公布した翌日なのである。ロエスラーはこの政策に反対する意思を表明するために、当てつけるようにしてカトリックに改宗したのにちがいない。ロシュトックの学則によれば、カトリックは教授職に就くことができない。当然辞職することになるが、ロエスラーにとってそれは織り込み済みであつたはずだ。

ロエスラーは、ビスマルクのプロイセン、あるいは同じことだがドイツ帝国そのものに公然と叛旗を翻したのである。ドイツ帝国宰相ビスマルクは、文化闘争によってカトリック勢力と対立し、社会主義者鎮圧法によつて社会主義者と対峙した。あとで述べるが、ロエスラーの学問には社会主義の思想が色濃く反映していた。したがつて、「社会主義者」のロエスラーがわざわざカトリックになつたということは、それも社会主義者鎮圧法の公布翌日に改宗したということは、ビスマルクからすれば、とうてい許すことのできない反国家的な行為であつた。ロエスラーは、ロシュトックどころかドイツに留まることもできなくなるだろう。こうした一連の流れを総合すれば、ロエスラーにはそもそも政治的亡命の意思があり、極東の日本からの申し出を受けたのはその結果にすぎなかつたと考えたほうがいい。

ビスマルクは、ロエスラーの日本行きを阻止しようとした。しかし、青木公使と明治政府はビスマルクの抗議を無視した。外交的に毅然とした態度にもみえるが、そうではあるまい。青木も明治政府も、ビスマルクの怒りを理解できなかつたのだ。おそらく当時の彼らは、社会主義の何たるかも、カトリックとプロテスタントの本質的相違

も理解できず、とりあえずドイツ人の法律顧問を雇い入れたかつただけであつたろう。ロエスラーの思想にはじめて気づいたのは実は伊藤博文であつたのだが、このことはのちに言及する。

イエズス会士のジーメスがロエスラー研究に深入りしたのは、第一義的にはロエスラーが改宗カトリックであったからだろう。ジーメスが社会主義に関心を寄せていたとは思えないからである。けれども託されたドイツ側の資料や、日本で鈴木安蔵の著作を知ることによつて、ジーメスはロエスラーの社会主義的な思想が明治憲法に反映していく過程に興味を抱くようになる。それは偶然から始まつたロエスラー研究ではあつたけれども、考えてみれば当然の成り行きであつたのかもしれない。そもそもカトリックは、プロテstantに比して、個人的自由よりも社会的平等を志向するために、社会主義に親和的であるからだ。

ヨハネス・ジーメスの『日本国家の近代化とロエスラー』は、鈴木安蔵の『憲法制定とロエスレル』に三十年近く遅れて出版された。憲法制定へのロエスラーの貢献については、ジーメス手持ちの資料を用いてすでに鈴木が詳論していたし、ジーメスはこの論文をただちにドイツ語に翻訳していただから<sup>(34)</sup>、あらためて日本語とドイツ語で彼自身のロエスラー研究を公刊するからは、格別の意味が求められねばならない。それはロエスラーの憲法学が依拠する社会主義的思想を明らかにすることであつた。とはいっても、ロエスラーの社会主義は、マルクスの社会主义ではなかつたのだが。

ジーメスの著書にあつて鈴木の著書にないのは、ヘルマン・ロエスラー自身の学説への言及である。『日本国家の近代化とロエスラー』は、大きく「第一篇 ロエスラーのドイツ語著書における社会理論」と、「第二篇 日本におけるロエスラーの業績」から構成されている。ジーメスの独自性が第一篇にあることはいうまでもない。詳細は避けるが、ジーメスはロエスラーの学問を、「社会行政法」と「社会的君主制」の二つの理念のもとに整理して

いる。すなわち、ロエスラーは、行政という国家権力の行使を経済や文化といった社会的當為として理解し、君主制という国家権力の構造を君主の社会的役割として論じてはいるのである。君主制を前提とするかぎりでマルクス主義ではないものの、ロエスラーの社会理論はまさに社会主義的な理論であった。

ロエスラーが掲げる一つの理念のうち、「社会行政法」(soziales Verwaltungsrecht)は、彼の主著の標題でもあって、ロエスラー固有の行政法学方法論である。また「社会的君主制」(soziales Königtum)理念は、ジーメスによれば、ローレンツ・フォン・シュタインが創始者とされる。しかしながら、その源流はヘーゲルの法哲学にまで遡ることができる。君主の存在を容認しながら立憲主義を確立することは、ヘーゲル国家学の中心的な主張であった。政治的革命者であったロエスラーは、実はドイツ国家学の正統派に属する行政学者でもあった。

『日本国家の近代化とロエスラー』を思想史として読む場合、最も興味深いのは、第一篇第一章の第二節である。それは「シュタイン、ロエスラー、グナイストによる社会的立憲主義」と題されており、それは「ドイツの国家学は常に、立憲的法治国家と有機的国家觀との結合を求めていた」という文章で始まっている。<sup>(34)</sup> 中世的な有機体的国家論と近代的な立憲的法治国家論の現実的な妥協として、社会的君主制論が登場したということであろう。そこでの君主は、ヘーゲル的に性格づけるならば、「-i」という文字に付された「-」であつて、<sup>(35)</sup> 政治的実体とはいえないが無ければ恰好がつかない存在である。あるいは、「-i」の上の「・」は、社会的な諸々の対立を形式的にせよ裁定し、決済の印として捺す玉璽の「」とき意味合いなのかもしれない。

「シュタイン、ロエスラー、グナイストによる社会的立憲主義」の節は、ジーメスがのちに刊行したドイツ語版では省略されている。ということは、この節はドイツの専門家には自明であるが、日本の学界にとつてはなお必要な説明であるということにほかならない。ロエスラー研究の系譜を概観することが目的であるから詳細は省略する

が、「シュタイン、ロエスラー、グナイストによる社会的立憲主義」なる標題は、吉野作造の絶筆論文「スタン、グナイストと伊藤博文」を連想させずにはおかしい。ジーメスは期せずして、ロエスラー研究の系譜をその出发点にまで引き戻すのである。

これも別の機会に論じたけれども、吉野作造は伊藤博文の憲法調査の実態をはじめて解説した。明治十五（一八八二）年から翌年にかけて参議伊藤は渡欧し、ベルリン大学のルドルフ・フォン・グナイストとウイーン大学のローレンツ・フォン・シュタイン（スタン）から、ドイツ流の憲法学の個人講義を受けた。その際、伊藤は伊東巳代治を随行させたが、井上毅は日本に残した。帰国後、伊藤博文が伊東と井上、および金子堅太郎とともに憲法の制定作業に入ったことは周知のごとくである。

伊藤博文がグナイストとシュタインに接してはじめて理解したことが二つある。一つは、グナイストもシュタインも「守旧」派なので安心したこと、もう一つは、すでに日本で働いていたロエスラーが反ビスマルク的な思想家であったことである。後者について、伊藤はある書簡の中でこう述べている。いわく、「ロイセレルノ説ハ自由ニ傾斜セルコトヲ往々發見セリ此人李國ノ政治ニ反対家ナリ」と。<sup>〔註〕</sup>

「李國」とはプロイセンのことだ。伊藤博文はドイツの地でロエスラーの正体を教えられた。おそらく、ビスマルクの口から直接にである。ビスマルクからみれば、日本政府顧問のロエスラーは反プロイセンもしくは反ドイツ的な思想家だといふ。だがこれを聞いて驚いたものの、伊藤はロエスラーを解雇しようとはしなかった。伊藤は鈍感だったのかもしれないし寛容だったのかもしれない。むしろ、帰国後も伊藤はロエスラーを重用した。せつかくのドイツ留学にもかかわらず、明治憲法の制定のためには、グナイストやシュタインではなく、同行者の伊東巳代治でもなく、残留組の井上毅とロエスラーのほうが決定的に貢献したということである。「井上の傍にはロエス

ラードがいた」というジーメスの言は、ロエスラーこそが明治憲法の眞の起草者であったことを強く示唆するものである。

## ※

ロエスラー研究の系譜は、吉野作造、鈴木安蔵、ヨハネス・ジーメスと繼承されて、再び吉野作造へと環流する。吉野はグナイストとシュタインに着目し、鈴木はロエスラー答議を解説した。そして、このロエスラーがドイツ国家学の嫡流でありながら政治的亡命者であったことを指摘したのは、ジーメスであった。

ロエスラー研究の系譜は、偶然の積み重ねによつて連なつてゐる。そもそも、吉野作造がロエスラーの憲法草案を含む『西哲夢物語』を発見したのも偶然であつたし、「スタイン、グナイストと伊藤博文」を書いた直後の最晩年に鈴木安蔵と出会つたのも偶然である。また、これも吉野が発見した『ルスレル氏答議』を鈴木が讀んでいるとさきに吉野の死を知つたのも偶然である。さらに、ヨハネス・ジーメスが鈴木の『日本憲法史研究』の扉にロエスラーの肖像画を見出したのも、偶然としかいよいよ出來事であつた。<sup>38</sup>こうした偶然の連鎖を辿りながら、ロエスラー研究の系譜を検証していくことが、ロエスラーの法思想史のみならず、明治憲法制定の秘密を解き明かすことにつながるにちがいない。

## 注

- (1) 鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル——日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神——』東洋経済新報社、一九四一年、五頁（例言）。
- (2) 同書、三頁（序）。
- (3) J・ジーメス『日本國家の近代化とロエスラー』本間英世訳、未來社、一九七〇年、一三三〇頁（訳者あとがき）。ドイツ

翻版が、Johannes Siemes, Die Gründung des modernen japanischen Staates und das deutsche Staatsrecht, Der Beitrag Hermann Roesters, Berlin, 1975.

- (4) 吉野作造『闇談の闇談』書物展望社、一九三一年、一三三五頁以下。
- (5) 同書、二四六頁以下。
- (6) 『西哲夢物語』事件につき、以下の拙論を参照されたい。「西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末」、堅田『独逸学協余と明治法制』木鐸社、一九九九年、一五三頁以下。「『西哲夢物語』事件と明治文化研究会」、同『明治文化研究会と明治憲法——宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造——』御茶の水書房、一〇〇八年、六三頁以下。
- (7) ロエスラーと独逸学協会の関係についても、拙論を参照されたい。「ロエスラーと独逸学協会——明治憲法の設計者として——」、堅田『独逸学協会と明治法制』四九頁以下。「ロエスラーとモッセ——一人のドイツ人法律顧問——」、同書、八三頁以下。
- (8) 吉野、前掲書、二四六頁以下。
- (9) 吉野作造は、入手した『レスレル氏答議 第一』について、明治十四年七月に岩倉具視に対して憲法意見書を提出した際の、参考資料の「稿本」ではないかと推定している。吉野、前掲書、一四七頁。「一見必返却井上」と書き入れたにもかかわらず、なぜ流出したかは不明。
- (10) 井上毅の進言「独乙学ヲ奨励ス」について、堅田「独逸学協会とドイツ法学——加藤弘之および穗積陳重との関連で——」、同『独逸学協会と明治法制』一七頁以下参照。
- (11) 吉野、前掲書、二四七頁以下。
- (12) 堅田「吉野作造と鈴木安蔵——五つの絶筆をめぐって——」『吉野作造研究』第五号、一〇〇八年、一頁以下参照。
- (13) 同「伊藤博文の憲法修業」、「明治文化研究会と明治憲法」三頁以下参照。
- (14) 吉野作造は「スタイル、グナイストと伊藤博文」の執筆途中で、「グナイスト氏講義」は伊藤博文ではなく伏見呂貞愛が聽講したことに気づいた。その根拠は、伏見宮側の資料に「グナイスト氏講義」の一部とまったく同じ文章が見出されたからである。この点について、「スタイル、グナイストと伊藤博文」、「吉野作造選集」第十一巻、岩波書店、一九九五年、三五九頁以下参照。
- ただし、これにはなお疑問が残る。詳細は避けるが、①伊藤の場合と比べて、伏見宮がグナイストとモッセから並行し

- て長期の憲法講義を聽講する必然性はない、②伊藤も伏見宮も通訳を介して聽講したのだから、「グナイスト氏談話」に限つても日本語の筆記録が一種類あるはずだが、今のところ一種類しか発見されていない、というのが疑問の主たる理由である。それよりも、伊藤が聴いた講義の日本語筆記録が伏見宮のドイツ留学に際して献呈された、と推測したほうが自然ではなかろか。「グナイスト氏談話」は、吉野が当初推定したように、やはり伊藤博文が聴いた講義録である可能性が強い。
- (15) 吉野『閑談の閑談』一四五頁、一四八頁。
- (16) 鈴木、前掲書、四頁(序)。
- (17) 小木宏(発言)「鈴木安蔵先生と短歌」、『鈴木安蔵先生から受け継ぐもの——鈴木安蔵先生生誕百年記念シンポジウムの記録——』一〇〇五年、四頁以下参照。
- (18) 鈴木『憲法の歴史的研究』改訂版、大畠書店、一九三三年、五頁(はしがき)。
- (19) 同書、一一頁(献辞に代へて)。
- (20) 同書、一〇七頁。
- (21) 同書、一九八頁。
- (22) 同書、一九九頁。吉野「ロスレル氏答議解題」、『明治文化全集』雑史篇、日本評論社、一九二九年、一四頁参照。
- (23) 同書、一〇四頁。「ロスレル氏答議」、「明治文化全集」雑史篇、一一九頁以下参照。
- (24) 同書、一一〇六頁、一二一頁。
- (25) 鈴木『日本憲法史研究』叢文閣、一九三五年、一一一五頁。vgl., Handwörterbuch der Staatswissenschaften, hrsg. v. J. Conrad et al. 2. Aufl. Jena, 1901. S. 455.
- (26) 同書、一三六頁以下。「太陽」第一卷三号、一八九五年、一四八頁。「独逸法律大博士ヘルマン・ロエスレル君ノ小伝」『日本之法律』第一七号、一八八九年、六〇頁以下参照。
- (27) ジーメスがドイツに一時帰国中、イエズス会士のケラーから日本でのロエスラーの事跡調査を依頼されたのは「一九二一年の夏」であった。ジーメス、前掲書、一二九頁(訳者あとがき)参照。
- (28) 鈴木「日本憲法制定に対するヘルマン・ロエスラーの寄与」(1)、「国家学会雑誌」第五五卷七号、一九四一年、四四頁参照。

- (29) ケラーとジーメスが記されたローハスター関係資料は、上智大学構内の「ベウバ（イヒックス会々館）」所蔵される。  
（30） バルテルス=石川アントン、いわにローハスター語伝を付して刊行した。Anna Bartels-Ishikawa (Hrsg.), Hermann Roesler, Dokumente zu seinem Leben und Werk, Berlin, 2007.
- (31) 畠田「ローハスターへ憲法制訂」(四九頁)。加藤弘介と呂川弥一郎が書いた甲編の「マイシ丈跡」(二〇〇九) vgl., Bartels-Ishikawa, a.a.O., S.122 f.
- (32) Bartels-Ishikawa, a.a.O., S.32 ff. 本書は単なる資料集ではなく、「政治思想史」のローハスター派である。
- (33) ローハスターはタマ・ベーベの自由主義経済理論を批判したが、マンニヒスター学派のオッペルベーベは「憲法社会主義」への反対を異ねた。vgl., H.B. Oppenheim, Manchester School und Kathedersozialismus, in: Berliner Nationalzeitung vom 17.12.1871, zit., Anton Rauscher, Die soziale Rechtsidee und die Überwindung des wirtschaftsliberalen Denkens, Hermann Roesler und sein Beitrag zum Verständnis von Wirtschaft und Gesellschaft, Habil., München usw., 1969, S.100 ff.
- (34) 「ハーメス」龍掲書、一〇八頁。Siemes, a.a.O., S.62. 尾佐竹猛『日本憲政大綱』一巻、日本誠謹社、一九三九年、七二一八頁参照。(明治大学史料資料センター監修『尾佐竹猛著作集』第八卷、ヨモジ書房、一九〇〇八年)。
- Ito, in: Vaterland, Wien vom 7. Nov. 1909.
- (35) ハーメス、龍掲書、一一七幅。Siemes, a.a.O., S.38. vgl., Franz von Ludwig, Hermann Roesler, ein katholischer Mitarbeiter Itos, in: Vaterland, Wien vom 7. Nov. 1909.
- [『國家學會雑誌』第六十卷十一號、一九四一年終號] vgl., Yasuzô Suzuki, Hermann Roesler und die japanische Verfas-
- sung, übersetzt von Johannes Siemes, in: Monumenta Niponica, Studies on Japanese Culture, Past and Present, Vol. IV, No.2, No.2, 1941, sowie Vol. V, No.2, 1942.
- 鈴木謙次「ハーメス論」(一九四一年)の公表時既に密接してゐる。鈴木は一九四一年の時点で著書のための原稿を相当程度整えており、その一部を『國家學會雑誌』に分載し、それをただちにハーメスがドイツ語に訳して Monumenta Niponica 誌に連載し、一方で鈴木は著書用の原稿として印刷にまわしたものであら。
- （35） ハーメス『日本國家の近代化』ローハスター、五七頁。
- (36) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft in Grun-

driße, §280, Zusatz, Werke in zwanzig Bänden, Bd.7 Frankfurt am Main, 1970, S.451. ヘーゲル『法の哲学』II、藤野涉・赤

沢正敏訳、中公クラシックス、11001年、11111頁。

(37) 明治十五年八月二十七日付、山田顯義宛伊藤博文書簡。鈴木『日本憲法史概説』中央公論社、一九四一年、三三四頁。

ジーメス「H・ロエスラーの憲法理論における社会発展と立憲主義の関係」(一)、『国家学会雑誌』第七五卷一・二号、一

九六二年、三頁。堅田「ロエスラーとモッセ」、同『独逸学協会と明治法制』八六頁以下参照。

(38) 吉野作造、鈴木安蔵、ヨハネス・ジーメスをめぐる偶然の連鎖に並べるつもりはないけれども、筆者は一九六九年の上智大学哲学科の入学試験に際して、たまたまジーメス教授の面接試験を受けた。キリスト教のことについて聞かれ、生意気な反論をして苦笑されたことを覚えている。幸い合格したが、未練を残しつつも筆者は同じ上智の法学部に入った。その後もジーメス教授は何かと気になる存在であった。とはいって、ジーメス教授のロエスラー研究を知ったのは卒業後のことである。生前に教えを乞えなかつたことが悔やまれる。